

【ベトナム】ベトナム知的財産庁と日本国特許庁は、出願審査促進プログラムの実施を2025年まで延長

2022年4月1日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、ベトナム知的財産庁と日本国特許庁は、出願審査促進プログラムの実施を2025年まで延長についてのお知らせです。

ベトナム知的財産庁と日本特許庁は、特許審査ハイウェイ試行プログラム（PPHプログラム）フェーズ2（2019年4月1日～2022年3月31日）を終了後、引き続き3年間（2022年4月1日～2025年3月31日）、特許審査ハイウェイ試行プログラムを実施する。

情報公開日

2022年3月29日

URL等

https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.ipvietnam.gov.vn%2Fvi_VN%2Fweb%2Fguest%2Ftin-tuc-su-kien%2F-%2Fasset_publisher%2F7xsjBfqhCDAV%2Fcontent%2Fcuc-so-huu-tri-tue-va-co-quan-sang-che-nhat-ban-gia-han-trien-khai-chuong-trinh-tham-inh-nhanh-on-sang-che-en-nam-2025-amp;data=04%7C01%7Cwaraporn_p%40jetro.go.jp%7C576857cf5fb845aa884308da13aa89b1%7C08b42e223a7740efa51b37104946de05%7C0%7C0%7C637843920414738364%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJWljiMC4wLjAwMDAiLCJQIjoiV2luMzliLCJBTiI6IjEhaWwiLCJXVCi6Mn0%3D%7C3000&reser ved=0

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。

